

変更協定書

千葉市（以下「甲」という。）とちばアートウインド運営企業体（以下「乙」という。）との間で令和3年2月1日付けをもって締結した「千葉市文化ホールの管理に関する基本協定書」（以下、基本協定書という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 基本協定書第47条第4項に次のただし書を加える。

ただし、使用者（管理規則第5条に規定する「使用者」をいう。）が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条の規定により定められた指定感染症をいう。）の感染拡大防止のために甲の指示により利用時間を短縮させた上で、その分の利用料金を返還したときは、この限りではない。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊



乙 ちばアートウインド運営企業体

構成員（代表企業）

東京都新宿区西新宿3丁目2番26号
Fun Space株式会社
代表取締役 鈴木 茂



構成員

東京都中央区新富2丁目8番1号
株式会社パシフィックアートセンター
代表取締役 及川 正勝



構成員

千葉県花見川区幕張本郷1丁目3番33号
株式会社千葉共立
代表取締役 武井幸也



構成員

東京都港区北青山3丁目5番12号
青山クリスタルビル4階
株式会社ハンズオン・エンタテインメント
代表取締役 菊地哲栄



構成員

東京都渋谷区代々木2丁目18番3号
オーチュー第1ビル
株式会社オーチュー
代表取締役 片野由布

